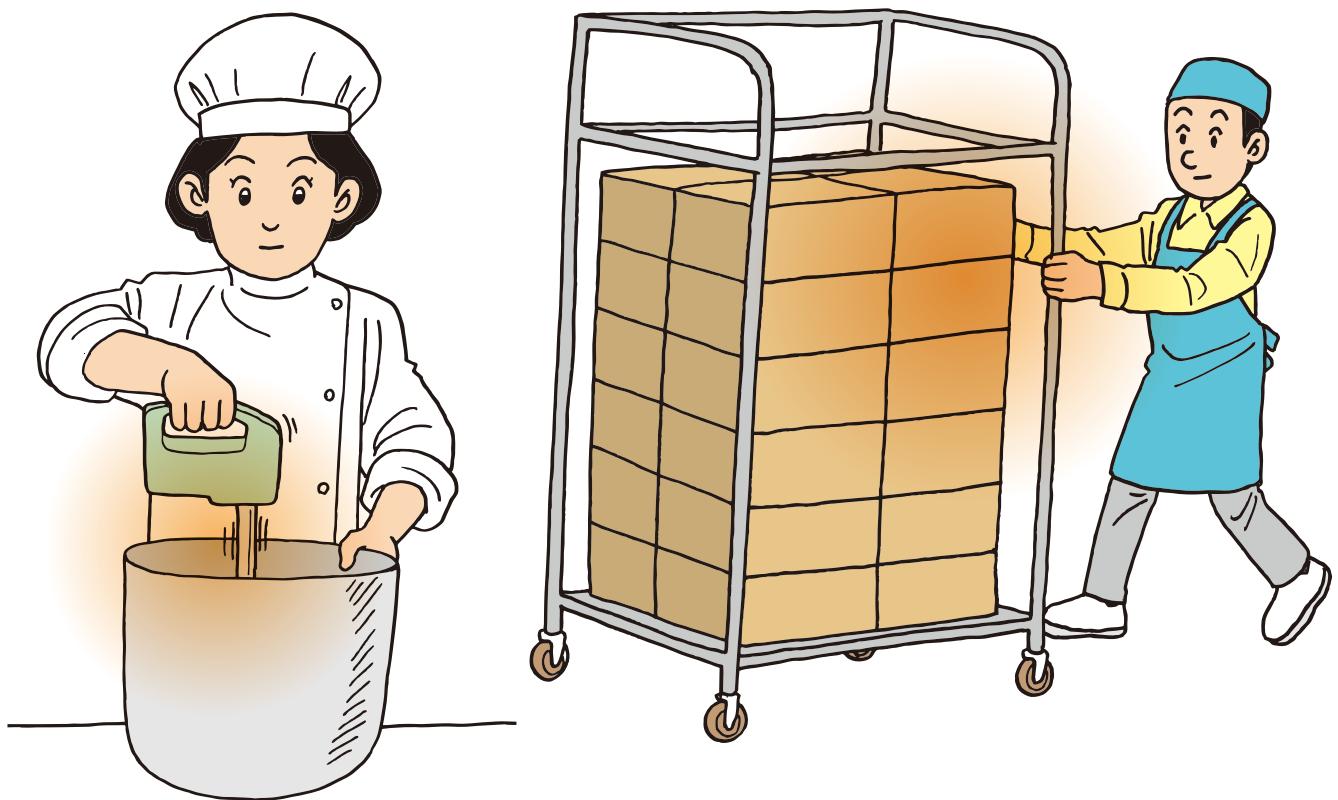




食品加工作業における リスクアセスメント



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

リスクアセスメントの実施は事業者の責務

職場における労働者の安全と健康の確保をより一層推進するため、平成17年に労働安全衛生法が改正され、安全管理者を選任しなければならない業種の事業場に対して、**危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）**の実施とその結果に基づき必要な措置を講すべきことが規定されました。

リスクアセスメントとは

(1) リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、作業現場にある危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害（健康障害を含む）の重篤度（けがなどの程度）とその災害が発生する可能性を組み合わせてリスクを見積もり、そのリスクの大きさに基づいて、リスク低減措置を検討し、その結果を記録する一連の安全衛生管理手法です。

このように、リスクアセスメントは、労働災害を防止するための予防的手段（先取り型）であり、過去に発生した労働災害を教訓に、災害発生後に行う事後対策（後追い型）とは異なる取り組みです。

後追い型

自社や同業他社などで過去に起きた災害から学ぶ安全衛生管理

先取り型

潜在的な労働災害、疾病のリスクを未然に除去・低減させる

(2) 「自主的な安全衛生対策」へのシフトチェンジ

従来、労働者の安全や健康の問題が起きないようにするために、事業者がとるべき措置義務が法令で定められてきました。しかし、これらは過去の災害などを教訓として作られた最低の基準であり、実際に被害が発生した後でなければ規制が実施できないなどの問題がありました。

つまり、この措置義務を守るだけでは対策が後手にまわることが多く、さらには、作業工程の多様化や使用される設備、原材料、化学物質等などが多くなり、安全衛生対策として万全ではないことがわかってきました。

このため、今では、個々の会社（事業場）が作業の実態や特性を的確にとらえて、自主的な安全衛生対策を行なうことが求められています。

法順守型

関係法令（最低基準）を守りさえすればよい

自主対応型

自主的かつ継続的に安全衛生水準の向上に取り組む